

支えあって、助け合って、
国保で築く明るい家庭



京都府建設業職別連合国民健康保険組合

建設業に従事する者については、かつて国民皆保険の中で、日雇健康保険法の擬制適用を受けていましたが、昭和45年にこの適用が廃止されることになり、建設労働者による国民健康保険組合の設立をもとめたところ、国民健康保険への移管が認められることになりました。

昭和45年7月、健康保険事業の健全な運営を確保することで建設業に従事する組合員を保護するとともに、国民皆保険の向上に寄与することを目的として、京都府知事の認可を受けて、京都府建設業職別連合国民健康保険組合が設立されました。

設立当初は、瓦・畳・造園・技能・建具・建築・電気・左官・技建・表具・石材・管工事・板金・資材の建設業種団体を母体とする連合組織として発足しました。その後、左官・板金・資材の脱退、建築士事務所協会・土地家屋調査士会の加入を経て、今日、13支部で組合を構成しています。

◆ 職別国保の状況

設立当初、被保険者数は2万人を超えていましたが、少子高齢化や長引く不景気、業種によっては後継者不足の問題などの課題をかかえ、転廃業、雇用削減などにより減少が続き、平成26年2月末の被保険者数は、6,684人となっています。被保険者数を年齢階層別にみると、40歳代の加入率が17.6%、30歳代の加入率が14.2%と働き盛りが多いことがわかります。

しかしながら、被保険者一人当たり医療費は年々増加傾向にあります。

【被保険者数及び医療費の動向（年度末現在）】

年度	被保険者数（人）			1人当たり医療費（円）
	組合員	家族	合計	
平成22年度	2,796	4,203	6,999	184,903
平成23年度	2,787	4,175	6,962	191,543
平成24年度	2,721	4,065	6,786	200,831

【年齢階層別被保険者数（平成24年度末現在）】

（単位：人）

総数	0～6 歳	7～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳
6,786	536	1,106	658	963	1,193	824
100%	7.9%	16.3%	9.7%	14.2%	17.6%	12.1%

60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳
656	520	330
9.7%	7.6%	4.9%

◆ 医療費適正化の取組み

（1）レセプト及び柔道整復師等療養費支給申請書の点検

外部委託による診療内容・資格点検を実施し、柔道整復師等療養費支給申請書については、被保険者への負傷原因調査等も行っています。

また、第三者行為求償事務についても、国保連合会に委託し実施しています。

（2）医療費通知

医療費に対する被保険者の認識を深め、多受診、重複受診の防止に役立てることを目的に、年6回定期的に世帯全員の医療費内容を通知しています。

（3）後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

被保険者に後発医薬品についての知識及び切り替え方等をパンフレットや希望カードの配付により周知するとともに、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付しています。

ジェネリック医薬品
切り替えシール
及びカード →



◆ 保健事業の取組み

職別国保では、被保険者に健康増進の機会を提供するため、様々な保健事業に取り組んでいます。代表的な事業としては、「各種健康診査の助成事業」、「インフルエンザ予防接種の助成事業」、「健康施設の斡旋事業」、「健康情報誌等の配付事業」などが挙げられます。これらの事業は、健康の保持・増進および疾病予防を目的としたもので、病気を患ってからの「治療」ではなく、病気にならないための「予防」に重点を置いた事業内容となっています。

(1) 各種健康診査（生活習慣病健診）の助成事業

被保険者の疾病予防および早期発見を目的として、各種健康診査の助成を行っています。健康診査は、「半日ドック（10,000 円）」、「一般健診（3,000 円）」、「定期健診（1,000 円）」、「レディース健診（1,000 円）」、「特定健診（無料）」の全5種類のコースを設けています。また、半日ドックの受診者には併用検査として、「脳ドック（10,000 円）」、「肺ドック（10,000 円）」、「婦人科健診（無料）」を追加受診していただけるよう、健康診査の充実を図っています。 ※（）内は自己負担額

健康診査の受診者数は、平成20年度から開始された特定健診の受診勧奨による効果を反映し、年々増加しています。

【各種健康診査受診人数】

（単位：名）

年 度 項 目	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
半 日 ド ッ ク	517	509	667	806	1,000
一 般 健 診	175	192	188	178	162
定 期 健 診	—	—	—	35	32
レディース健診	—	—	—	29	19
特定健診（単独）	552	371	418	394	310
合 計	1,244	1,072	1,273	1,442	1,523

【半日ドック付加健診受診人数】

（単位：名）

年 度 項 目	平 成 20 年度	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度
脳 ド ッ ク	124	106	175	263	253
肺 ド ッ ク	62	55	82	117	108
婦 人 科 健 診	—	—	186	219	303
合 計	186	161	443	599	664

(2) 特定健診・特定保健指導の実施

第一期特定健康診査等実施計画の最終年度は、健診40.7%、保健指導18.2%となり、平成20年度と対比すると健診・保健指導ともに実施率が向上しました。平成25年度からは、第一期特定健康診査等実施計画に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期計画を策定し特定健診・特定保健指導を実施してまいります。

特定健診

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により平成20年4月から開始された制度です。

対象者は40歳から74歳の被保険者で、毎年6月下旬に特定健診の受診券や健診冊子等を送付しています。受診期間は6月から翌年3月末までとし、個人負担金を無料にすることで、誰もが気軽に受診できる健診体制を整えています。

また、未受診者対策として、受診勧奨はがきの送付や管理栄養士による電話勧奨を実施し受診率向上に取り組んでいます。



上：特定健診受診券送付時の茶封筒（A4サイズ）

下：受診券に同封の「各種健康診査案内冊子」

特定保健指導

特定健診の結果、積極的支援または動機づけ支援の対象となられた方には特定保健指導の利用券や案内パンフレットを送付しています。特定保健指導は、対象となられた全ての方に、管理栄養士による電話勧奨を行い利用率の向上を目指しています。

【第一期特定健診実施結果】

(単位：%)

年 度		平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
項 目		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
特定健診	目標値	20	30	50	60	70
	実績値	30.1	27.6	34.3	39.0	40.7
保健指導	目標値	10	20	30	40	45
	実績値	0	2.2	4.9	15.9	18.2

(3) 健康管理と疾病予防対策事業

- ・健康増進施設利用料金の助成事業

被保険者が積極的に健康管理を行えるよう、健康増進施設（京都テルサ、ヘルスピア 21、同志社大学継志館フィットネス、ラクトスポーツプラザ、京都エミナース）の利用料金を一定額助成し健康増進を奨励します。

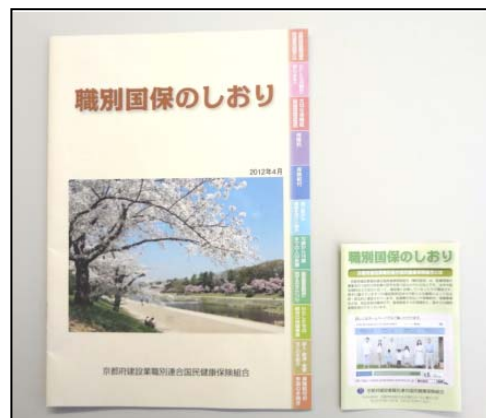
- ・インフルエンザ予防接種の助成事業

インフルエンザウィルスの感染予防や感染後の重症化の防止を目的に、インフルエンザウィルスの予防接種費用を一定額助成します。

- ・健康情報誌等の配付事業

疾病予防、出産・育児、体力づくり等の健康冊子を定期的に配付し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

また「職別国保だより」や「職別国保のしおり」を定期的に配付し、法律の改正や医療給付、保健事業など、国保制度の周知を図るとともに、適正受診等、医療費適正化への理解と協力を求めます。



◆ 職別国保の今後の取組み

職別国保の財政状況は、被保険者数の減少による保険料の減収、国庫補助金の見直しや医療費の増加等で大変厳しい状況です。20年間据え置いておりました保険料についても改定を検討しなければならない段階となりました。

今後も、組合員と御家族の健康の保持・増進事業を推進していくことは勿論、円滑な組合事業運営並びに組合財政の安定化を図っていくためにも、関係法令や組合規約に沿って組合員資格調査等を行い組合員資格の適正化を図るとともに、コンプライアンス体制についても、組合員の皆様の御理解と御協力を得ながら強化していきたいと考えています。